

令和4年 第1回 津久見市農業委員会定例会議事録

1. 開催期日 令和4年1月7日（金）
2. 開催場所 市役所 大会議室
3. 開催時間 16時00分～17時32分
4. 出席委員

	出席委員	欠席委員	事務局
1番	渡 邊 秀 寿 君	8番 瀬戸口 弥栄子 君	局長 宇都宮 志 伸
2番	松 尾 長 生 君		主幹 仲 野 和 典
3番	川 野 豊 廣 君		アドバイザー 浅 田 誠 治
4番	上 杉 益 美 君		
5番	岩 崎 達 也 君		
6番	樋 口 寛 司 君		
7番	遠 藤 克 美 君		
第1地区	和 田 一 秀 君		
第2地区	大 杉 栄 一 君		
第3地区	前 野 茂 樹 君		
第4地区	加 藤 尚 喜 君		
第5地区	祖 田 宗 重 君		
第5地区	仲 尾 次 生 君		
第6地区	川 野 喜 一 君		
第7地区	大 野 敏 秀 君		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 会議書記の指名について
- 第3 議案審議
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(所有権設定)
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(利用権設定)
 - 議案第4号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

会議開会時間 16時00分

事務局 ただ今から令和4年第1回定例会を開催いたします。はじめに、渡邊会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんあけましておめでとうございます。
だんだん寒くなりまして、またウィルスも流行っておりますので、健康に気を付

けて農業委員会の組織が前に進む方向で行っていきたいと思います。今年もよろしくをお願いします。

課 長 あけましておめでとうございます。

会長が言った通り健康管理に十分注意して活動していただきたいと思います。今年もよろしくをお願いします。

事務局 本日、委員8名中、出席者7名で定例会は成立しています。

それでは、津久見市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の指名を行います。津久見市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議はありませんか。

【「異議なし」との声あり】

それでは（7番）遠藤 克美委員、（2番）松尾 長生委員よろしくをお願いします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員を指名します。

議事日程第3の議案審議に入ります。

事務局 議案第1号の議案書をご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は2件です。議案書をもとに説明します。

【議案第1号1件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字津久見字岩崎前5608番1
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 11.00㎡
- ・譲受人 ●● ●● 津久見市大字津久見●●●●
- ・譲渡人 ●● ●● 熊本市北区四方寄町●●●番地●
- ・理由 (譲受理由) 耕作面積拡張
(譲渡理由) 耕作困難

譲渡し人は県外に住んでいるため耕作が困難なため、所有権移転売買による申請になります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当員委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

5番 岩道橋のちょっと奥の場所です。ここは、相当昔の道で、恐らく残道と思います。譲り渡し人に確認したら、残道が残っていたので売買したという形になると思います。大村さんは、最近、帰ってきて、2・3年ですか。今、他の畑でも一生懸命作業していますので、しっかりした耕作をしてくれると思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号1件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第1号1件目は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 【議案第1号2件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字津久見字田尾5750番1 外2筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 551.00㎡
- ・譲受人 ●● ●● 津久見市大字津久見●●●●番地
- ・譲渡人 ●● ●● 中津市大字一ツ松●●●番地の●
- ・理由 (譲受理由) 耕作面積拡張
(譲渡理由) 耕作困難

平成29年の台風により災害復旧をしましたが、譲渡人は市外にいるため耕作が出来ず、所有権移転売買による申請になります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当員委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

5番 場所は田尾の団地の手前の天神様のバス停を上がった農道の途中になります。ここは、せんぱん、台風で災害を受けまして、この畑の下に2軒家があったのですが、その家が土砂で潰れた格好になって、その上をせき止めて、ドハを作ってから、畑に戻したという風な格好になっております。それを修理をして今ある農道から農地まで丁寧に修理して網も張って、農地として復旧できたような形になっております。

譲り渡し人の方が、こちらの方にいないという事で、西村さんが木を植えたいという事で、でたようです。本人にも確認しました。そういう事なので、検討、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号2件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第1号2件目は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 議案第2号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請（所有権移転）は1件です。議案書をもとに説明します。

【議案第2号（所有権移転）について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字津久見字中鶴前2179番1
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 154.00㎡
- ・譲受人 有限会社●●●●産業 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号
- ・譲渡人 ● ●● 津久見市大字津久見●●●●番地
- ・転用目的 資材置場兼駐車場用地
- ・農地区分等 第3種農地 都市計画用途地域 第二種中高層住居専用地域
労働不足により荒らしているため、資材置場兼駐車場用地が不足しているための申請となります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当員委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第2地区 ここは、彦ノ内公会堂から北に100m行った所になります。これが、資材置場が不足しているため是非必要と言うことで駐車場としても使用したいと言うことで所有権移転の売買となっています。周囲の畑からは同意書を取っているので問題無いと思います。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、当番委員からご報告をお願いします。

【当番委員より、現地調査の結果を報告】

第1地区 担当の委員さんが説明をしてくれたと思いますが、所有権移転の条件を満たしますので、問題ないと思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員、当番委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号（所有権移転）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第2号（所有権移転）は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 議案第3号の議案書をご覧ください。農地法第5条（利用権設定）の規定による許可申請（利用権設定）は1件です。議案書をもとに説明します。

【議案第3号（利用権設定）について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字堅浦字門田353番1
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・転用面積 310.00㎡
- ・譲受人（借人） ●● ●● 津久見市大字堅浦●●●番地
- ・譲渡人（貸人） ●● ●● 津久見市大字堅浦●●●番地
- ・転用目的 一般住宅
- ・農地区分等 第3種農地 都市計画用途地域 第一種住居地域
譲渡し人の子の夫である譲受人が一般住宅を新築するため申請です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当員委員からご報告をお願いします。

【地区担当委員より、現地調査の結果を報告】

第6地区 現地を改めてみましたが、ここにはちょっとした家があったと思うのですが、昔の昔なので、今は遊休農地化しており住宅地なので問題はないと思っております。

で、審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして、当番委員からご報告をお願いします。

【当番委員より、現地調査の結果を報告】

第4地区 周囲に自宅が建っておりまして、周りの農地の影響ですけれども、周囲の農地も坂本さんの所有という事らしいですので、影響はないと、このように思っております。私からは以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員、当番委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号（利用権設定）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第3号（利用権設定）は原案のとおり決定しましたので、許可書を発行することといたします。

事務局 議案第4号の議案書をご覧ください。

農地に該当しない旨を証明する「現況証明書（非農地証明書）」の発行について申請は11件です。申請者が同じなので一括して議案書をもとに説明します。

【議案第4号1件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字徳浦字寺河内口1388番1 外3筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑
- ・登記面積 982.00㎡
- ・申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和37年11月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず原野化している。

【議案第4号2件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字徳浦字田ノ内1147番 他4筆
- ・登記地目 畑・田

- ・ 現況地目 畑・田
- ・ 登記面積 1,683.00㎡
- ・ 申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和42年3月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず山林化している。

【議案第4号3件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・ 土地の所在地 津久見市大字徳浦字田ノ内1152番
- ・ 登記地目 田
- ・ 現況地目 田
- ・ 登記面積 72.00㎡
- ・ 申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和42年3月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず山林化している。

【議案第4号4件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・ 土地の所在地 津久見市大字堅浦字檜原192番
- ・ 登記地目 畑
- ・ 現況地目 畑
- ・ 登記面積 1,117.00㎡
- ・ 申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和45年1月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず駐車場となっている。

【議案第4号5件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・ 土地の所在地 津久見市大字長目字沖平2307番1
- ・ 登記地目 畑
- ・ 現況地目 畑
- ・ 登記面積 180.00㎡
- ・ 申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和47年6月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず残地となっている。

【議案第4号6件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・ 土地の所在地 津久見市大字長目字沖平2307番1 外2筆

- ・登記地目 畑
- ・現況地目 原野・雑種地
- ・登記面積 454.00㎡
- ・申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和55年9月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず原野及び場内道路並びに資材置場となっている。

【議案第4号7件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字堅浦字立花1360番1 外3筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 原野・雑種地
- ・登記面積 1,709.00㎡
- ・申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和60年12月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず原野及び駐車場となっている。

【議案第4号8件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字堅浦字立花1385番4 外4筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 雑種地
- ・登記面積 331.05㎡
- ・申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和60年12月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず駐車場及び場内道路となっている。

【議案第4号9件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字堅浦字立花1392番3 外4筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 雑種地
- ・登記面積 797.20㎡
- ・申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和60年12月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず駐車場及び場内道路となっている。

【議案第4号10件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字堅浦字立花1394番7 外4筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 雑種地
- ・登記面積 884.00㎡
- ・申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和60年12月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず駐車場及び場内道路となっている。

【議案第4号11件目について議案書と写真をもとに朗読と説明】

- ・土地の所在地 津久見市大字堅浦字立花1390番1 外4筆
- ・登記地目 畑
- ・現況地目 畑・原野
- ・登記面積 866.00㎡
- ・申請人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
津久見市合ノ元町●番●号

昭和60年12月に農地法第5条の許可を受けていたが農転の登記手続きをしておらず原野及び残地となっている。

議 長 第5条の許可を受けていたのですが、だいぶ過去の話なのですが、登記をしていなかったという事なので、法務局から現況証明を発行してもらいたいと言うことです。皆さんのご意見を。発言のある方は挙手願います。

第5地区 5条の許可が出ていたので問題ないと思うのですが、売買という形でやっていたのですか。確かに、言われるように農地は、農業法人という許可を取っていなければ取得はできないのですが、その段階で、5条なら、売買になっているから、あえて農業委員会は、関係なくて良いのではないですか。

事務局 登記しておれば何ら問題は無かったですが、所有者の変更のみを行っていた。

第5地区 第5条申請で前もされていたのですよね。所有権移転でされているという事なので、実際的には農業委員会から、許可を得ている。地目変更というのは、その所有権移転で、移転されているから、所有者が、5条申請を出して売買をしているから、所有者が、申請したら済むのではないですか。再度、そこで農業委員会の許可が必要なのですか。

アドバイザー 法務局が判断する事で、時間が経った場合は、その証明がないと受け付けないのです。

議 長 その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号1件目から11件目について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、議案第4号1件目から11件目は原案のとおり決定しましたので、証明書を発行することといたします。

よろしいですか。それでは以上をもちまして、津久見市農業委員会第1回定例会を閉会いたします。

会議閉会時間 17時32分

津久見市農業委員会会議規則第13条の規定により会議録を作成し、署名する。

令和4年1月7日

津久見市農業委員会会長	渡 邊 秀 寿
議事録署名委員	遠 藤 克 美
議事録署名委員	松 尾 長 生